

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省25-4-3)

施策名	4-3 経営安定・取引適正化	担当部局名	中小企業庁長官官房参事官付	政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策の概要	中小企業・小規模事業者の経営の安定化と、大企業との取引の適正化を図る。			政策体系上の位置付け	4 中小・地域
達成すべき目標	中小企業・小規模事業者の経営の安定化、大企業との取引の適正化		目標設定の考え方・根拠	中小企業基本法第5条において、基本方針として、第2項では「中小企業の取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図る」、第4項では「経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の取引の経営の安定化を図る」と定められている。	
施策の予算額(執行額) (百万円)	23年度	24年度	25年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	中小企業基本法
	876 (672)	5011 (4858)	3,735		

【測定指標(項目)】

測定指標①	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 日銀短観における中小企業の業況判断DI	-12	24年度第4四半期	/	/	-	-	-	-	-	-	-	・中小企業の業況を判断する指標。
2 東京商工リサーチにおける企業倒産動向	11719	24年度	/	/	-	-	-	-	-	-	-	・中小企業の業況を判断する指標。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成25年 行政事業 レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度					
1 人権啓発支援調査委託	99 (61)	84 (66)	99	平成14年度		中小企業・小規模事業者に対する人権啓発のためのセミナー等の開催、パンフレット等の作成、人権啓発関連調査事業を民間経済団体等に委託して実施。	—	0582
2 人権啓発支援推進委託	30 (10)	30 (12)	30	平成14年度		中小企業・小規模事業者に対する人権啓発のための講演会等の啓発事業を地方公共団体に委託して実施。	—	0583
3 小規模事業者等支援委託	64 (11)	24 (11)	64	平成14年度		小規模事業者等に対する経営等に係る巡回相談事業及び研修事業を地方公共団体に委託して実施。 (1) 巡回相談事業 公認会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等による巡回を通じて、地域や企業の実態に即した経営に係る指導を行う。 (2) 研修事業 地域の小規模事業者等が、その実態に応じた経営、技術等に関する基本的な知識、方法を習得するための実務的研修を開催する。	—	0584
4 中小企業取引適正化対策事業(委託)	605 (520)	584 (495)	583	平成14年度	1.2	本事業では下請代金法の執行状況を管理する下請取引情報システムの運用、下請代金法の違反行為を未然に防止するための下請代金法講習会の実施、中小企業・小規模事業者が抱える取引に関するトラブルを迅速に解決するための下請かけこみ寺の運営、業種別に策定している下請ガイドラインの新規策定や普及啓発を図るための下請ガイドラインフォローアップ調査、普及啓発事業の実施、官公需における中小企業の受注機会の増大を図るため、官公需情報ポータルサイトの運営等を行う。	—	0585
5 下請事業者支援対策費補助事業	49 (42)	49 (43)	49	昭和54年度	1.2	インターネット上で受発注事業者の取引あっせんを行うシステムを運営し、下請中小企業・小規模事業者の取引拡大に向けたきめ細かな取引あっせん支援を行う。 また、下請中小企業・小規模事業者の販路多角化、経営の安定等を支援するため、広域商談会を開催する。	—	0586
6 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業	— (—)	— (—)	700	平成25年度	1.2	親事業者の生産拠点が閉鎖等された、又は閉鎖等が予定されている地域の下請中小企業者が行う、新分野への進出等による取引先の多角化のための設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。 また、下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画について、中小企業の連携グループが、メンバー相互の経営・技術のノウハウを活用して行う、自立化に向けた取組に対し、共同受注等のシステムの構築・設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。	—	新25-0095
7 消費税転嫁対策普及事業	— (—)	— (—)	200	平成25年度	1.2	中小企業団体等と連携して、政府の講ずる転嫁対策や消費税制度の改正内容などについての中小企業向けの分かり易いパンフレット、マニュアル等により、周知を行う。	—	新25-0096
8 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業	— (—)	— (—)	1980	平成25年度	1.2	中小企業が消費税を円滑に転嫁できるようにするため、消費税転嫁対策特別措置法に対する情報収集や調査のための人員配置、消費税の転嫁状況等に係る書面調査の実施等により、監視・検査体制の強化を行う。また、消費税転嫁講習会の開催、下請かけこみ寺の利用促進に係る広報や、消費税転嫁対策の内容を盛り込んだ業種別下請取引適正化ガイドラインの普及啓発事業等を行う。	—	新25-0097

9	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (中小企業倒産防止共済に係るもの)	-	-	-	昭和53年度	1.2	中小企業倒産防止共済制度の加入者が掛金(月額8万円上限。掛金限度額は320万円)を納付した場合には、その全額を損金(必要経費)に算入することができる。	-	-
10	保険会社等の異常危険準備金(火災共済)	-	-	-	昭和28年度	1.2	損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積立に当たり、保険又はこれに類する共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、保険又は共済の種類ごとに、当期の正味収入保険料又は正味収入共済掛金(当年度保険料等)を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額、積立後10年を経過した場合にはその積立額と[(異常危険準備金の金額+当期の積立額)-当年度保険料等×洗替保証限度率]のいずれか少ない金額を、取り崩して益金に算入する。	-	-
11	中小企業等の貸倒引当金の特例	-	-	-	昭和41年度	1.2	中小企業等については、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額については、貸倒実績率によらずに法定繰入率による繰入が認められている。(租税特別措置法第57条の10第1項、同法施行令第33条の9第4項) (法定繰入率) 卸・小売業 10/1000 製造業 8/1000 金融・保険業 3/1000 割賦販売小売業 13/1000 その他 6/1000 協同組合等については、通常の繰入限度額の12%増とすることができる。(租税特別措置法第57条の10第2項)	-	-
12	経営環境変化対応資金	-	-	-	昭和61年度	1.2	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化をきたしている中小企業者の経営基盤の強化又は経営の安定を支援する。	-	-
13	金融環境変化対応資金	-	-	-	平成9年度	1.2	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難をきたしている中小企業者が、長期資金の導入により経営安定を図れるよう支援する。	-	-
14	取引企業倒産対応資金	-	-	-	昭和55年度	1.2	関連企業の倒産により経営に困難をきたしている中小企業者等が、経営の安定を図れるよう支援する。	-	-
15	小規模企業活性化法	-	-	-	平成25年度	1.2	小規模事業者に焦点を当てた施策を重点的に講じ、その事業活動の活性化を図るため、所要の改正を実施。	-	-